こども六法

まえがき

日本には「法律」というものがあります。大人も子どもも、日本に暮らす人、日本に滞在する人全てに適用されるルールです。ルールの話をすると多くの人が顔をしかめるに違いありません。自分のやりたい色んなことがルールによってダメだと言われる。ルールというのはそういうもの、というイメージではないでしょうか？

しかし、国のルールはそういうものではありません。国のルールは、基本的には意識しなくても守れるものばかりです。むしろ、誰かがこのルールを破ると、日本で安心して生活出来なくなってしまいます。あなたは誰かが人を殺したり、人から物を奪い取ったりしてもペナルティを与えられない国で安心して生活できるでしょうか？

そうです、法律は、みんなのためのルールなのです。

しかし一方で法律は、普段聞きなれない難しい言葉で書かれていて

とても難解であることもまた事実です。そこでこの本では、沢山ある法律の中で、特に小学校高学年以上のすべての人にとって関係のある法律・ルールだけをピックアップし、更にちょっと頑張れば理解できるようにそれなりにやさしい日本語に直しました。

この本の使い方は皆さんの自由です。おすすめの読み方は、まずさらっと10分くらいでパラパラと読み通すことです。そして面白いなと思った部分だけをじっくり読む。または手に取りやすい場所にひとまずしまってしまいます。そして普段の生活で、「これって法律的にはどうなんだろう？」と思った時に引っ張り出してきて、調べてみるのです。簡単でしょう？　是非実践してみて下さい。

さて、それでは早速本の内容に入っていきましょう。

目次

1,みんなにいちばん身近(みぢか)なルール

（道路交通法(どうろこうつうほう)） p5

2,みんなが「ルールっぽいな」と思(おも)うルール

（刑法(けいほう)） p15

3,みんなが「当(あ)たり前(まえ)だな」と思(おも)うルール

（民法(みんぽう)） p37

4,みんなが住(す)む日本(にほん)の仕組(しく)みを決(き)めたルール

（憲法(けんぽう)） p61

5,世界(せかい)のみんなで決(き)めた、子(こ)どもを守(まも)る約束(やくそく)

（子(こ)どもの権利条約(けんりじょうやく)） p75

6, ルールに関(かか)わる名言(めいげん)・格言(かくげん)たち

（法諺(ほうげん)） p106

道路交通法

道路交通法

第1条

このルールは、道路での事故や危険なできごとが起きることを防ぐためのものです。

第6条

警察官（おまわりさん）は、道路の安全を保ったり車などがスムーズに通れるようにしたりするために必要な時に、指示を出して交通誘導（信号と同じはたらき）をすることができます。

第8条

道路標識で通行禁止になっている場所は通行してはいけません。ただし警察の許可を受けた場合は通行できる場合があります。

第10条

歩いて移動する人は道の右側を歩かなくてはいけません。ただし右側を歩くのが危険なときや、右側を歩くのに十分な道幅がない

場合は左側を歩くことができます。また、歩道と車道の区別がある道路では歩道を歩かなくてはいけません。

第11条

集団で移動するとき（登校班で登校する時など）は、他の人や車などの交通の邪魔にならないように道の右側に寄って通行しなければいけません。

第12条

道路を横断する（わたる）時は、横断歩道（しましまがかいてある部分）を通らなければいけません。

第13条

横断禁止の標識がある場所では道路を横断してはいけません。

第17条

自動車や自転車は、基本的に車道を通らなければいけません（歩道を走ってはいけません）。また、道路の中央に線が引かれている道路では、線の左側を走らなければいけません。

第17条の2

歩いている人に迷惑をかけない場合は、自転車は路側帯を走ることができます。

第18条

自動車や自転車は基本的に道路の左側に寄って走らなければいけません。

第19条

自転車は、横に並んで走ってはいけません。

第21条

自動車や自転車は、踏切以外の場所で鉄道の線路の上を通ったり、線路を横断したりしてはいけません。

第22条

自動車や自転車は、決められた最高速度を守らなければいけません（スピード違反をしてはいけません）。

第26条の2

自動車や自転車は走っている時に、急に方向転換をしたり、ジグザグ運転をしたりしてはいけません。

第33条

踏切を通るときは、踏切に入る前に一時停止して安全を確かめなければいけません。また、踏切が鳴っている（遮断機が降りている）時は、踏切の中に入ってはいけません。

第40条

救急車やパトカーなどの緊急車両がサイレンを鳴らして近づいてきた時は、その通行を邪魔しないように道路の端に避けて止まっていなければいけません。

第41条

消防車がサイレンを鳴らして近づいてきた時は、その通行を邪魔しないように道路の端に避けて止まっていなければいけません。

第42条

自動車や自転車は、「徐行」の標識がある場所や左右の見とおしがきかない交差点、道路の曲がり角や上り坂の頂上付近では徐行（ゆっくり走ること）しなければいけません。

第43条

自動車や自転車は、「止まれ」の標識がある場所では、一時停止して左右の安全を確認しなければいけません。

第52条

自動車や自転車は、夜（日が沈んでから日が出るまで）の間は灯火（前を照らしたり、後ろの車に自分の存在を知らせたりするための電気照明、または反射板）を使用しなければいけません。

第63条の3

基本的に自転車は、自転車道がある道路では自転車道を走らなければいけません。

第63条の5

基本的に自転車は横に並んで走ってはいけませんが、横に並んで走ってもよいことを示す道路標識がある場合は、横2列までなら横に並んで走ることができます。

第63条の6

自転車は道路を横断する時、自転車用の横断歩道がある場合はそれにしたがって横断しなければいけません。

第70条

自動車や自転車を運転する人は、その車の操作を確実に行い、かつ周囲の状況をよく見て、周囲の人に危険な思いをさせないように運転しなければいけません。

第71条

自動車や自転車を運転する人は、ぬかるみや水たまりを通る時、周囲の人に泥や水がはねないようにしなければいけません。また耳や目が不自由な人、その他障害を持っている人、小さな子どものそばを通るときは、それらの人に迷惑をかけないように十分な距離をとって走るか、ゆっくりと走らなければいけません

第72条

交通事故が起きた時は、その事故に関係する自動車や自転車を運転していた人や乗っていた人は、すぐに車を止めてけがをした人を手当しなければいけません。また、事故の発生について警察官に報告しなければいけません。

第84条

自動車を運転するためには運転免許をとり、持っていなければいけません。

コラム：ルール違反をすると？

ここで紹介した交通ルールに違反した人への罰則（ペナルティ）は、第115条から第124条にかけて詳しく書いてあります。例えば第115条はこのようになっています。

第105条

信号を狂わせたり、または道路にある信号・標識・表示を壊したりして道路を交通する上での安全に影響を与えた人は5年以下の懲役か、20万円以下の罰金を科します。

ここに出てきた「懲役」や「罰金」などの罰則が一体どういうものなのかは、次に紹介する「刑法」という法律で決められています。

刑法

刑法

第1条

この法律は、日本国内で罪を犯した全ての人に適用します。

第6条

犯罪の後に法律が改正され、刑が変更された場合は、その軽い方を適用します。

第8条

第1条から第72条の内容は、他の法律などで定められた罪についても適用します。

第9条

主な刑は死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料の六種類とします。これ以外に、没収を付け足して科すことがあります。

第10条

主な刑の重さは、重い方から第9条で書いた順とします。

第11条

死刑は、牢屋で首を絞めて行います。

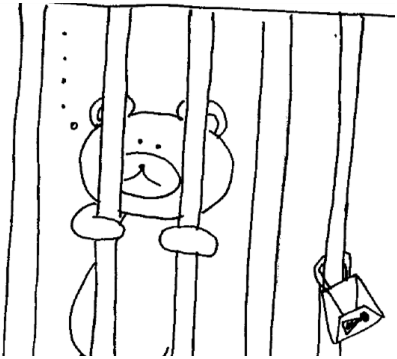

第12条

懲役は、牢屋の中で決められた作業を行わせます。期間の決まっていない無期と、期間の決まっている有期とがあり、有期懲役は1ヶ月以上20年以下の間とします。

第13条

禁錮は、牢屋に閉じ込めます。期間の決まっていない無期と、期間の決まっている有期とがあり、有期禁錮は1ヶ月以上20年以下の間とします。

第15条

罰金は、1万円以上のお金を国に納めさせます。

第16条

拘置は、1日以上30日未満の間で、牢屋に閉じ込めます。

第17条

科料は、1,000円以上10,000円未満のお金を国に納めさせます。

第19条

犯罪のために用意したものや、犯罪のために使った・使おうとしたもの、犯罪によって手に入れたものは没収することができます。

第25条

一定の条件を満たしている場合は、決定された刑の実行（執行）の日時を延期（猶予）することがあります。（これを執行猶予と呼びます。）

第25条の2

執行猶予を受けている人に対して、その期間中、監視をすることができます。

第26条

執行猶予中に罪を犯すなど、特定の場合には言い渡された執行猶予が取り消されます。（刑が執行されます）

第27条

執行猶予を取り消されることなく猶予の期間が終了したときは、刑の決定はその効力を失います。

第35条

法律などに基づいて行われた行為や、正当に仕事をする上で行われた行為は、罰しません。

第36条

自分や他人の権利を守るために仕方がなく行った行為は、罰しません。

第38条

悪いことをしよう、罪を犯そうという意思がなかった場合や、自分の行いが悪いことだと気づけなかった場合は、基本的に罰しません。ただし「法律を知らなかった」からといって、「悪いことをしようとは思わなかった」と主張することはできません。

第42条

罪を犯した人が犯罪の発覚より前に自首したときは、その刑を軽くすることができます。

第43条

犯罪を実行したけれども、それに失敗した（未遂といいます）人については、その刑を軽くすることができます。ただし、自分の意思で犯罪を中止した場合は、その刑を軽くするか、または免除します。

第44条

未遂を罰する場合は、その都度この法律で定めます。

（子ども六法では省略します）

第60条

二人以上で一緒に犯罪を行った場合は、全員同様に扱います。

第61条

人をそそのかして犯罪を行わせた人は、犯罪を実行した人と同様に扱います。

第62条

犯罪を行う人を手伝い、助けた人は、別に罰を与えます。

第63条

第62条に該当する人は、犯罪を実行した人の刑を軽くした刑を科します。

※第60条～第62条に該当する人をそれぞれ「共同正犯」「教唆」「幇助」と呼び、「一緒に犯罪をした人」という意味でまとめて「共犯」と呼びます。

第66条

犯罪の実行にあたって考慮すべき事情があった場合は、その様々な事情を考慮して刑を軽くすることができます。

第80条

暴動を計画したり準備したりした人であっても、実際に暴動を起こす前に自首した場合は、その刑を免除します。

第92条

外国を馬鹿にしたり、名誉を傷つけたりする（侮辱する）目的で、その国の国旗やその他のシンボルを壊したり、汚したりした人は、2年以下の懲役か20万円以下の罰金とします。

第95条

公務員（国の仕事をしている人）の仕事を邪魔するために暴力を振るったり、脅迫（悪いことをすると知らせて脅すこと）をしたりした人は、3年以下の懲役か禁錮、又は50万円以下の罰金を科します。

第97条

牢屋に閉じ込められている人が逃げたときは、1年以下の懲役とします。

第100条

牢屋に閉じ込められている人を逃がすために道具を与え、またはその他の方法で逃げやすい状況にするようなことをした人は、3年以下の懲役とします。

第103条

犯人をかくまったり隠したりした人は、2年以下の懲役又は20万円以下の罰金とします。

第104条

事件に関する証拠を隠したり無くしたり、作り変えたり、偽物の証拠を作り出したりした人は、2年以下の懲役又は20万円以下の罰金とします。

第106条

大人数で集まって人に対して暴力を振るったり、脅迫をしたりした人は、騒乱罪として、それぞれ以下の通り扱います。

1, リーダーは1年以上10年以下の懲役又は禁錮とします。

2, メンバーに指示を出したり、又は他のメンバーより積極的に参加したりして集団の勢いを助けた人は、6ヶ月以上7年以下の懲役か禁錮とします。

3, 参加した人は10万円以下の罰金とします。

第107条

暴行や脅迫をするために大人数で集まった時、警察から三回にわたって解散するように命令されたにもかかわらず解散しなかった場合は、リーダーは3年以下の懲役か禁錮とし、その他のメンバーは10万円以下の罰金を科します。

第108条

人が住んでいる家や、人のいる建物、電車、船などに放火をした人は、死刑か無期懲役か5年以上の懲役とします。

第109条

人が住んでおらず、かつ人のいない建物、船などに放火をした人は、2年以上の有期懲役とします。

第110条

第108条・第109条で定めたもの以外のものに放火をし、周囲に危険を与えた人は、1年以上10年以下の懲役とします。

第114条

火災が発生した時に、消火に使う道具を隠す・壊す、またはその他の方法で消火を妨害した人は、1年以上10年以下の懲役とします。

第116条

ミス等によって間違って火災を起こしてしまい、その火災によって他人に危険を与えたり他人の物を焼いてしまったりした人は、50万円以下の罰金とします。

第117条

火薬やスプレー缶などを爆発させて他人のものを壊したり、周囲の人に危険を与えたりした人は、第108条から第110条の規定をそのまま用います。これらがミス等によって間違って発生してしまった場合は、第116条の規定をそのまま用います。

第121条

大雨や洪水などの水害が起きた時に、水害対策をするための道具を隠す・壊す、またはその他の方法で水害対策を妨害した人は、1年以上10年以下の懲役とします。

第124条

道路や橋などを壊したり、通行止めをしたりして人々の移動を妨害した人は、2年以下の懲役か20万円以下の罰金とします。

第125条

電車やその標識・信号などを壊したり、線路に石を置いたり、その他の方法で電車の運行に危険を与えた人は、2年以上の有期懲役とします。

第130条

勝手に人の家に入ったり、家から出るように頼まれたのに応じなかったりした人は、3年以下の懲役か10万円以下の罰金とします。

第133条

勝手に人の手紙を読んだ人は1年以下の懲役か20万円以下の罰金とします。

第142条

人の飲み物用の水を汚して飲めなくした人は、6ヶ月以下の懲役か10万円以下の罰金とします。

第147条

公園や学校、マンションやその他の人の家などに設置されている水道を壊したり塞いだりして使えなくした人は、1年以上10年以下の懲役とします。

第148条

自分で使うことを目的に偽物のお金を作った人は、無期か3年以上の懲役とします。

第150条

使用するために偽物のお金を入手した人は3年以下の懲役とします。

第168条の2

他人のパソコンで何らかのプログラムを実行するためにコンピュータウィルスを作ったり送り込んだりした人は3年以下の懲役か50万円以下の罰金とします。

第169条

裁判での証言で嘘をついた人は3ヶ月以上10年以下の懲役とします。

第170条

第169条の罪を犯した人が、証言をした裁判が終わる前に嘘をついたことを自白した場合は、その刑を軽くしたり、免除したりすることができます。

第172条

人に罰を与える目的で嘘に基づいて裁判を起こした人は3ヶ月以上10年以下の懲役とします。

第173条

第172条の罪を犯した人が、その起こした裁判が終わる前に嘘に基づいて裁判を起こしたことを自白した場合は、その刑を軽くしたり、免除したりすることができます。

第174条

わいせつな行為（みだらで嫌らしい行為、人の見たくない物をみんなの前で見せびらかす行為）をした人は、6ヶ月以下の懲役、30万円以下の罰金、拘留、科料のどれかの刑を科します。

第184条

結婚している人が重ねて結婚したときは、2年以下の懲役とします。また、相手となって結婚した人も同じように扱います。

第185条

お金や物を賭けてゲーム等をした人は50万円以下の罰金か科料とします。

第188条

神社やお寺、お墓等の場所で、周囲の人たちの前で失礼な行為をした人は、6ヶ月以下の懲役か禁錮、又は10万円以下の罰金とします。

第199条

人を殺した人は、死刑か無期の懲役、または5年以上の懲役とします。

第202条

人に死ぬことをすすめたり、死ぬことを助けたりして自殺をさせた人や、その人に頼まれたり承諾を受けたりして殺した人は、6ヶ月以上7年以下の懲役か禁錮とします。

第204条

人をぶつ、蹴る等して怪我をさせた人は、15年以下の懲役か50万円以下の罰金とします。

第205条

人に怪我をさせて、それによってその人を死なせた人は、3年以上の有期懲役にします。

第206条

人が人をぶったり蹴ったり、その他の方法で傷つけている現場でその人をはやし立てたり応援したりした人は、自分は怪我をさせなくても、1年以下の懲役、又は10万円以下の罰金か科料とします。

第207条

二人以上で暴行を加えて人に怪我をさせた場合で、誰がどのくらいヒドイことをしたのかわからない時は、共犯でなかったとしても、共犯と同じように扱います。

（第60条～第62条を復習してみよう！）

第208条

人に暴力を振るったものの相手が怪我をしなかった場合は、暴力を振るった人は2年以下の懲役又は、30万円以下の罰金か拘留、科料とします。

第209条

不注意で人に怪我をさせてしまった人は、30万円以下の罰金か科料とします。

第210条

不注意で人を死なせてしまった人は、50万円以下の罰金とします。

第220条

勝手に人を捕まえ、どこかに閉じ込めた人は、3ヶ月以上7年以下の懲役とします。

第221条

第220条の罪を犯し、その上で人を死なせたり、怪我をさせたりしたものは、第204条と比べて重い刑を科します。

第222条

「殺す」「殴る」等といって相手や相手の家族のいのちや体、自由、持ち物や、周囲からの信用などに対して害や不利益を加えることを予告して人を脅した人は、2年以下の懲役か30万円以下の罰金とします。

第223条

第222条の通り相手を脅したり、又は暴力を振るって、無理やり何らかの行為や行動を強制的にやらせたり、又はやろうとしていることを妨害したりした人は、3年以下の懲役とします。この罪の未遂は罰します。

第224条

20歳未満の人を誘拐した人は、3ヶ月以上7年以下の懲役とします。

第230条

他の人たちの前で人の秘密をバラしたり、その人にとって広められたくない事実を言ったりして、人の信用や名誉を失わせた人は、3年以下の懲役か禁錮、又は50万円以下の罰金とします。

第231条

「バカ」「アホ」等の曖昧な言葉であっても、他の人たちの前で人を馬鹿にしたり悪口を言ったりした人は、拘留か科料とします。

第232条

第230条と第231条の罪は、被害者からの申し出が無ければ裁判として争うことができません。

第233条

嘘の評判を広めて人の信用を失わせた人は、3年以下の懲役か、50万円以下の罰金とします。

第235条

他人の持ち物を盗んだ人は窃盗の罪とし、10年以下の懲役か50万円以下の罰金とします。

第236条

暴力を振るったり、相手を脅したりして無理やり他人の持ち物を奪った人は、強盗の罪とし、5年以上の有期懲役とします。

第240条

強盗が人に怪我をさせたときは無期か6年以上の懲役とし、死なせてしまった場合は死刑か無期懲役とします。

第245条

電気は人の持ち物として扱います。

第246条

人を騙してお金や物を手に入れた人は、10年以下の懲役とします。

第249条

人を脅してお金や物を手に入れた人は、10年以下の懲役とします。

第252条

他人から借りたものを返さず、勝手に自分のものにした人は5年以下の懲役とします。

第254条

拾った落し物等を警察などに届けず、勝手に自分のものにした人は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金か科料とします。

第256条

盗まれた物を譲られ、それが盗まれた物であると知りつつ受け取った人は、3年以下の懲役とします。

第260条

建物や船等の一部または全部を壊した人は、5年以下の懲役とします。また、この行為によって人を怪我させたり死なせたりしてしまった人には、傷害の罪（第204条）より重い刑を科します。

第261条

人の持ち物を壊したり、傷をつけたり人は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金か科料とします。

第263条

他人の手紙を隠した人は、6ヶ月以下の懲役か禁錮、又は10万円以下の罰金か科料とします。

民法

民法

第1条

個人の権利の主張は一般の他の人々に迷惑をかけたり、他の人々の権利を侵害したりしない範囲で行われなければなりません。また、権利を使ったり、義務を果たしたりすることは、お互いの信頼に基づき、その期待を裏切ることがないように誠実に行われなければいけません。

第2条

この法律の内容は個人間の差別なく、平等に解釈され、適用されなければなりません。

第3条

すべての人は生まれた時から権利を持ちます。

第4条

法律上は20歳以上の人を大人（成年）として扱います。また、19

歳以下の人を未成年者と呼びます。

第5条

未成年者が法律に基づいた行為（物の売り買いや人との約束）等をするときは、両親などの同意を得なければいけません。この同意なく行われた行為は取り消すことができます。但しお小遣いとして渡されたお金の使い道は、自由に決めることができます。

第21条

未成年者が法律に基づいた行為をする上で、自分は成年であると嘘をついて行為を行った場合は、その行為を取り消すことはできません。

第22条

それぞれの人が生活している場所を、その人の住所とします。

第30条

行方不明になった人の生死が7年間わからないときは、家庭裁判所は、その人が失踪したと判断することができます。但し戦争や乗っていた船の沈没、地震や火山の噴火といった自然災害などの災害が原因と考えられる場合、これらの災害が去った後1年間生死が明らかでなければ、同様に失踪したと判断することができます。

第31条

第30条の規定に基づいて失踪の宣告を受けた人は、死亡したものと考えます。

第32条

失踪者が生きていることがわかった場合、または第31条で定めた宣告とは異なるタイミングで死亡していたことが判明した場合は、家庭裁判所は失踪の宣告を取り消さなければなりません。

第85条

この法律において「物」とは、目に見える形があって手に持てる物を

指します。

第86条

土地と、そこに建っている建物を不動産と呼び、不動産以外のものを全て動産と呼びます。

第90条

社会の秩序や平和を保つという観点から相応しくないと考えられることを目的とする行為は、無効とします。

第91条

法律上の権利を発生させる行為の当事者が、民法の任意規定と異なる考えに基づいて行われた場合、当事者の考えを尊重します。

第92条

民法の任意規定と異なる慣習があるときで、当事者がその慣習に基づいて法律上の権利を発生させる行為をする考えを持っている（いた）といえる時は、その慣習を尊重します。

コラム：任意規定って何？

民法のルールには今回登場した「任意規定」というものと、「強行規定」というものとが存在します。そもそも民法というのは「当たり前のこと」を決めたルールなので、基本的には「私的自治の原則」や「契約自由の原則」と言われるように、人々の間できちんとした約束が出来るのであればそちらを優先して良いということになっています。そして、当事者の合意を優先していいとされているルールのことを「任意規定」と呼ぶのです。しかし、全ての約束をこのようにルールに優先して認めてしまうと、約束の当事者間に身分や力関係の差がある場合（例えばあなたが両親や先生、先輩や自分より力の強い友だちと約束をする時）に一方的に約束を押し付けられてしまったり、社会的に悪い影響を与える可能性がある約束が横行してしまったりする可能性があります。これを防ぐのが強行規定です。例えば第90条は代表的な強行規定の一つで、ここでいう「社会の秩序や平和を保つという観点から相応しくないと考えられることを目的とする行為」は、「お金を払うから○○さんを殺して欲しい」という約束や、麻薬を売り買いするといった行為を指

し、こういった良くない約束や行為を予防する目的があるのです。

第93条

思ってもいないことを約束した場合、後からその約束をなかったことにすることはできません。ただし、相手が「この人は本当に思っている通りのことを言っていないな」ということに気づいていたり、それを知ることが出来る状態だったりした場合は、その意思表示は無効とします。

第94条

お互いに守るつもりのない約束をした場合は、その約束は無効とします。ただし無効になった約束の当事者ではない別の人（第三者）に対しては、この偽物（嘘）の約束が無効であると主張することは出来ません。

第95条

約束をする上で条件となる要素に誤解があった場合、その約束は無効となります。

第96条

騙されたり、無理やりにさせられたりして結んだ約束は、取り消すことができます。

第162条第1項

20年間他人の物を、他人の所有物であると知りながら自分の所有物として持ち続けた人は、その物の所有権を取得します。

第162条第2項

10年間他人の物を、他人の所有物だと知らずに、自分の所有物として持ち続けた人は、その物の所有権を取得します。

第175条

物権は、ある物を管理したり使ったりする権利を指し、法律に書いてあるもの以外には認められません。（具体的な物権の内容は全て民法に定められていますが、こども六法では第180条占有権、第206条所有権のみを掲載しています。）

第176条

物権の発生、物権の移転は当事者間の話合い、合意のみでその効力が発生します。

第177条

不動産（家や土地など）に関する物権の獲得、喪失、変更は、不動産登記法やその他の法律に定められている通りに国に申告・登録しなければ、その権利を主張することが出来ません。

第180条

占有権は「今現在、その物を自分の物として独占的に持っている権利」を指し、自分のために使用する意思をもって物を持つことで取得します。

第182条

占有権の譲渡は、その物が引き渡された時に発生します。

第192条

取引行為によってある物（動産）の占有を始めた人は、その動産に関する権利が相手にあったかどうかを知らず、また知ることが出来なかった場合は、すぐにその物に関する権利を取得します。

第203条

占有権は、占有者が占有の意思を放棄するか、又はその占有物を手放したときに消滅します。

第206条

所有権は、その所有物を自由に使ったり、処分したりできる権利を指します。

第399条

債権は「ある人に対して、特定の行為や物の引き渡し、代金の支払いといったことを求めることが出来る権利」を指し、その価値をお金で換算することができなくても構いません。また、「特定の行為や債権に基づいて求められた行為をしなければならない義務」を債務と呼

びます。

コラム：債務・債権って何？

この法律にたくさん出てくる用語のひとつに、「債権」「債務」というものがあります。具体的には第399条に書いてある通りなのですが、これだけではわかりにくいので、例を挙げてみましょう。例えばあなたがお店に行って欲しいもの（お菓子、文房具、マンガでも構いません）を買うためにレジに持っていきます。この段階で、あなたとレジの店員さんは、その商品の売り買いをする約束をしたことになります。これがこの後第555条に出てくる売買契約です。そしてこの時に発生するあなたの「商品をもらう権利」と店員さんの「お金を払ってもらう権利」を「債権」といい、あなたの「お金を払う義務」と店員さんの「商品を渡す義務」を「債務」と言うのです。

第412条

債務者がいつまでに義務を果たすかを予め決めた場合には、債務を負っている人はこの期限を過ぎた時から、義務を果たすことを遅れた分の責任を負います。

第414条

債務者が決められたやるべきこと（義務）をやってくれない場合、債権者は強制的に義務を果たすように裁判所に求めることができます。

第415条

債務者が決められたやるべきこと（義務）をやってくれない場合、債権者はこれによって生じた損害を回復すること（賠償）を求めることができます。

第417条

損害賠償は、基本的にお金で支払うこととします。

第466条

債権は、他の人に譲り渡すことができます。

第474条

当事者が認めた場合に限り、第三者（約束をした当事者ではない人）が約束した行為を代わりに行うこともできます。

第505条

二人が、それぞれがそれぞれに対して債務を負っていた場合、これを相殺してなかったことにしたり、減らしたりすることもできます。

第519条

債権者が債務者に対して債務を免除する考えを示した場合は、その債権はなかったことになります。

第540条

当事者の一方が契約を解除する権利を持っていた場合は、一方的に解除することができます。但し一度解除を行った場合、その解除をなかったことにすることはできません。

第541条

当事者の一方が債務として定められた行為を行うという約束を守らない場合で、催促をしても約束を守ってくれない場合は、その約束を解除することができます。

第549条

贈与は、当事者の一方が相手に自分の所有物を無償（タダ）で譲り渡す契約です。

第555条

売買は、当事者の一方が相手にお金を払うことを約束し、相手方がその物を渡すことを約束することによって成立する契約です。

コラム：法律の歴史を感じよう！

民法が作られたのは、遡ること何と明治29年（1896年）、今から100年以上も前になります。2011年に起きた東日本大震災で発生した津波は100年に一度の大津波と言われましたが、この年にも三陸を大津波が襲い、2万人もの死者を出しています。歴史的には、フランスがマダガスカルの植民地化を宣言したり、第二次伊藤博文内閣が総辞職したりといった事件が起きており、文化的にはアメリカの行進曲「星条旗よ永遠なれ」が作曲されています。

激動の年に生まれた「当たり前を書いた法律：民法」ですが、その文章は時代を感じる、とても読みにくいものです。例えば、ものの売り買いのルールを決めた第555条は、このように書かれていました。

賣買ハ當事者ノ一方カ或財産權ヲ相手方ニ移轉スルコトヲ約シ相手方カ之ニ其代金ヲ拂フコトヲ約スルニ因リテ其效カヲ生ス

・・・読めないですね(^_^;)

読みにくい理由は 2 つあり、一つ目は、現代は平仮名で書かれている部分がカタカナになっているから。二つ目は、普段のしゃべり言葉（口語体といいます）ではなく、文章を書く時専用の言葉（文語体）で書かれているから。でも、この書き方では本格的に法律の勉強をしている人でなければ大人でも読むことができません。そこで現在の文章は、この 2 つの読みにくさを解消するように書きなおされました。例えば 555 条は、

売買は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

これでも読みにくいですが、まだマシです。でも、この形に書きなおされたのはいつだと思いますか？

何と、2005年。つい最近まで、あの超読みにくい条文のまま、民法は使われていました。今でも超読みにくい書き方のまま使われている法律は沢山あります。是非図書館で六法を開いて探してみてください！

第586条

交換は、当事者がお互いにお金以外の物の所有権などを取り替えることを約束することで成立する契約です。

第587条

消費貸借は、質・量が全く同じ物を返すことを約束して相手からお金や物を借りる契約です。

第591条

消費貸借契約をした時に、借りたものを返す時期を定めなかった場合は、貸主はある程度の期間を定めて「○○日後に返して欲しい」等の返還の依頼をすることができます。また、借主はいつでも返すことができます。

第593条

使用貸借は、当事者の一方が使用した後で返すことを約束して相手からその物を無償で借りる契約です。

第594条

ある物を借りた人は、その物を乱暴に扱ったり、貸してくれた人の許可を得ずに他の人に使わせたりしてはいけません。

第598条

ある物を借りた人は、最初に約束した時に借りたものを返さなければなりません。予め返す時期を決めなかった場合は、その物を使い終わった時に返さなければなりません。ただしその物を使うのに十分な期間が経過した後であれば、貸した人はいつでもその返却を求めることができます。

第601条

賃貸借は、当事者の一方がある物を貸すことを約束し、それに対して借主が貸主に対してお金を払うことを約束する契約です。

コラム：3つの貸借

民法には三種類の物の貸し借りのカタチが決められています。それが消費貸借、使用貸借、賃貸借です。しかし、皆さんはルールを見てみて、具体的にそれぞれがどんな貸し借りなのかわかりますか？

例えば「質・量が全く同じ物」を返す消費貸借は、ティッシュの貸し借りがわかりやすいと思います。ある日あなたが学校で鼻をかみたくなって友達にポケットティッシュを借りたとします。でも、その鼻をかんだ使用済みのティッシュを、そのまま友達に返すことはないでしょう。その代わりに、後日自分の用意した新しいポケットティッシュを返すはずです。このように「借りた物そのものではないけれど、質や量が全く同じものを代わりに返す」のが消費貸借です。一方で使用貸借は、「代わりの物」ではなく、「借りた物そのもの」を返す貸し借りをいいます。普段の友達同士の鉛筆や消しゴムといった、文房具の貸し借りがわかりやすいのではないでしょうか。あなたが授業中に友達から消しゴムを場合、基本的には借りた消しゴムそのものを返すでしょう。このような貸し借りを使用

貸借といいます。図書館で本を借りる場合も使用貸借ですね？
また、同じ貸し借りの中でも、お金を払って物を借りることを賃貸借といいます。レンタルビデオ屋さん等で DVD や CD を借りるのは賃貸借です。賃貸借の「賃」は、人に仕事をしてもらったり、物やサービスをもらったりする時にその対価として支払うお金のことをいいます。
このように、同じ貸し借りの中でも、三種類の方法が法律に決められているのです。

第623条
雇用は、当事者の一方がある仕事をすることを約束し、相手方がこれに対して報酬を支払うことを約束する契約です。

第632条
請負は、当事者の一方がある仕事を完成させることを約束し、相手方がその仕事で出来たものや達成したことに対して報酬を支払うことを約束する契約です。

第657条

寄託は、当事者の一方が相手のためにある物を預かり、保管することを約束して、その物を受け取ることによって成立する契約です。

第695条

和解は、当事者がお互いに譲歩し、納得して争いやけんかをやめることを約束することです。

第703条

法律上の根拠なく他人の財産や仕事によって不当に利益を獲得し、それによって他の人に迷惑や損失を与えた人は、その不当に受けた利益を返還しなければいけません。

第709条

わざと、またはうっかりによって他の人の権利や利益に害を与えた人は、これによって生じた損害を償ってお金を払わなければいけません。

第710条

他人の身体、自由、あるいは名誉を侵害した場合や、他人の持ち物に関する権利を侵害した場合のどれであるかに関係なく、前条の規定の通り損害賠償の責任を負う人は、財産（形のあるものやお金の金額で表せるもの）以外の損害に対しても、その賠償をしなければいけません。

第719条

数人が協力して不法行為によって他の人に損害を与えた場合は、それぞれの人が連帯責任の下で損害を賠償しなければいけません。不法行為を行うことをそそのかしたり助けたりした人も同様とします。

コラム：周りの人から権利を侵害されたら？

人をぶったり、人に悪口を言ったりすると、刑法に定められた犯罪になり、罰則が科されることは、刑法に書いてあった通りです。しかし、「国が刑法に基づいて守ります」と言っていること以外であっても、人の嫌がることや、人に損害を与えるようなことをした場合、これらの民法の規定に基づいて裁判を起こされることがあるのです。それは一方で、人から嫌なことをされたり、自分の権利を侵害されたりした時に、国に「これはおかしい！」と助けを求めることができるということです。「自分は嫌なことをされている。これはおかしい。」と思った時は、信頼できる人や先生、警察官などに相談をしてみることが、自分の状況を改善する第一歩です。

第720条

他人の不法行為に対し、自分や自分の友だちなどの他の人の権利、または利益を守るために、仕方なく加害行為をした人は、損害賠償の責任を負いません。

第725条

次に掲げる者は、親族とします。この条件に当てはまる人が法律上の「家族」です。

一　六親等内の血族（血のつながっている家族）

二　配偶者（結婚相手）

三　三親等内の姻族（結婚相手の家族）

第731条

男性は18歳、女性は16歳にならなければ結婚することができません。

第732条

既に結婚している人が二重に結婚することはできません。

第737条

20歳に満たない人が結婚をする場合は、両親の同意を得なければいけません。

第750条

夫婦は、結婚した時に、その氏を夫か妻のどちらかのものに統一しなければいけません。

第752条

夫婦は一緒に暮らし、お互いに協力し、助け合わなければいけません。

第763条

夫婦は、話合いで、離婚をすることができます。

第770条

夫婦の一方は、次の場合に限り、裁判所に離婚の訴えをすることができます。

1,結婚相手に不誠実な行い（不倫や浮気など）があったとき

2,結婚相手から意図的に無視され、見捨てられたとき

3,結婚相手の生死が3年以上わからないとき

4,結婚相手が重い精神病にかかり、治る見込みがないとき

5,その他婚姻を続けることができないほど重大な理由があるとき

第790条

子どもの氏（名字）は、両親と同じものを使用します。

第818条

20歳未満の子は、両親の親権に基づいて、両親の保護を受けます。

第820条

親権を行使する者は、子の利益のために子の面倒を見たり、教育をしたりする権利を持ち、義務を負います。

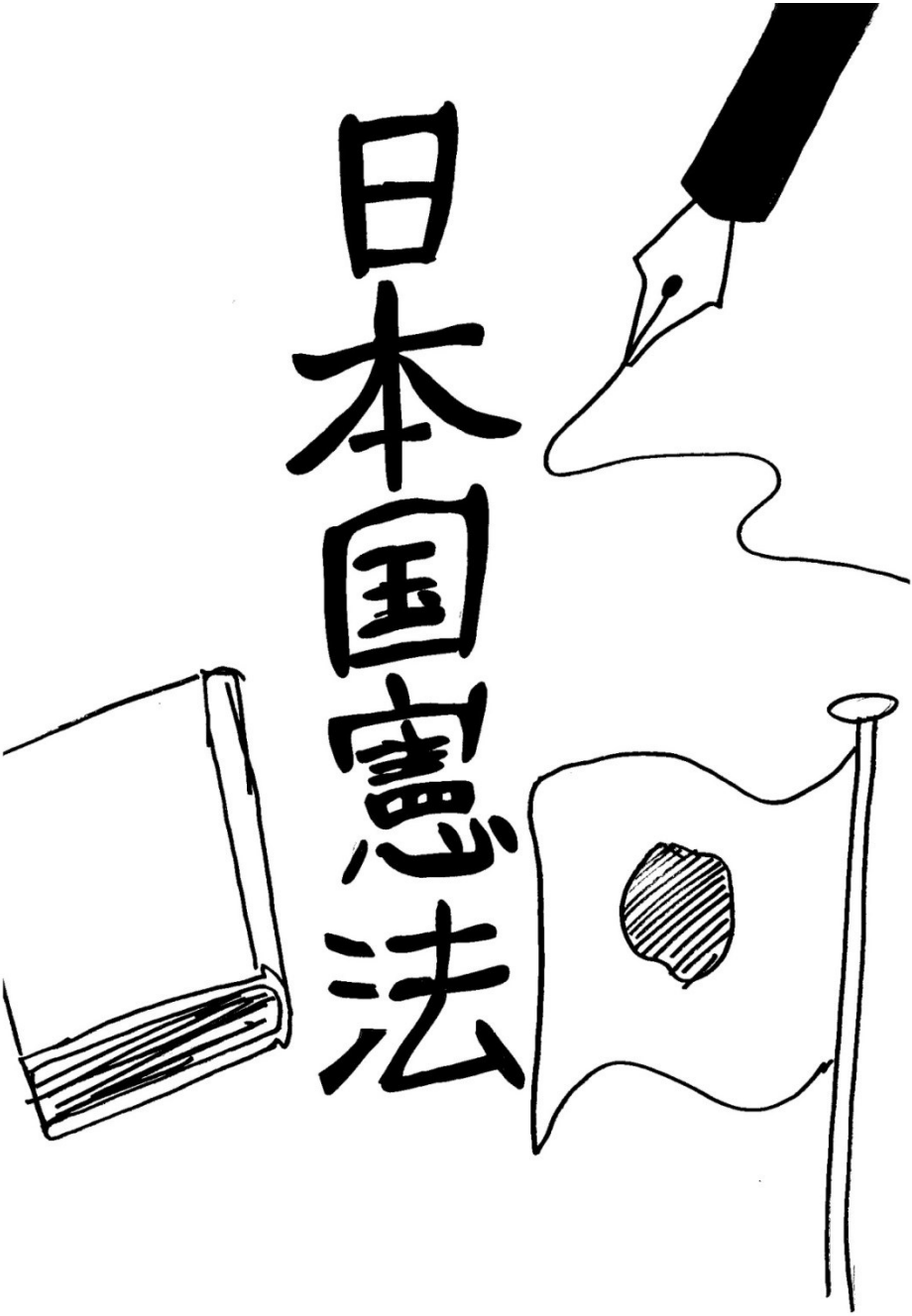
日本国憲法

日本国憲法

前文

日本の政治は選挙で選ばれた国民の代表者が行います。代表者は国民の信用の元に政治を行い、国民に対して日本が住みやすい国になるように様々な仕事をする一方で、日本を再び戦争に参加させることが絶対に無いようにしなければいけません。

第1条

天皇は日本国の象徴であり、これは主権者である全ての日本国民の同意に基づいています。

第3条

天皇が国に関する仕事をする時は、内閣の助言と承認を必要とし、内閣がその責任を負います。

第4条

天皇が行うことの出来る国に関する仕事は、全てこの憲法に定めます。憲法に書いてない仕事は基本的に行うことはできません。

第7条

天皇は内閣の助言と承認により、国民のために、以下の通り国に関する仕事を行います。

1. 憲法の改正や新しい法律、政令の制定、条約の締結について国民に知らせること。
2. 国会議員を国会に呼び集めること。
3. 衆議院を解散すること。
4. 国会議員の総選挙を行うことを国民に発表すること

その他6種類

第9条

日本国民は常に世界が平和であることを求め、戦争や武力を使った威嚇、あるいは武力の行使は、国と国の間のもめ事を解決する手段としては永久に放棄します。またこの目的を達成するために、軍隊やその他の戦力は保持しません。国の交戦権も認めません。

第10条

日本国民の条件は、法律で定めます。

第11条

国民は、人間としての基本的な権利を、犯すことのできない永久の権利として保障されます。

第12条

この憲法が国民に保障する自由や権利は、国民が決して失うことが

ないように常に努力して維持しなければいけません。また、国民はこれらの自由や権利によって他人や社会に迷惑をかけてはいけないのであって、常に自由や権利は自分だけでなく、みんなを幸せにするために利用する責任を負っています。

第13条

全ての国民は、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重されます。生命、自由、そして自分の幸福を追い求める権利は、他の人や社会に迷惑をかけない限りにおいて最大限に尊重されます。

第14条

全ての国民は法の下に平等であり、いかなる理由によっても差別されません。

第17条

国民は誰であっても、公務員の不法行為によって損害を受けた時は、法律に基づいて賠償を求めることができます。

第18条

国民は基本的に奴隷的拘束を受けたり、意に反する苦役をやらされたりすることはありません。

第19条

思想及び良心の自由は、これを侵してはいけません。

第20条

国民はどのような宗教を信じても、あるいはどの宗教を信じなくても構いません。

第22条

誰でも他の人や社会に迷惑をかけない限り、どこに引っ越しても、どのような仕事に就いても構いません。

第23条

学問の自由は、これを保障します。

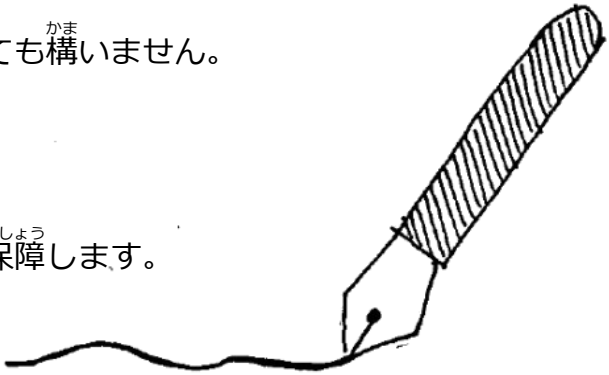

第24条

結婚は当事者の合意のみに基づいて成立し、当事者夫婦はお互いに同等の権利を持つことを基本として。お互いに協力して暮らしていかなければいけません。

第25条

すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を持ち、国は、これを保障するための制度を整備しなければいけません。

第26条

すべての国民は法律に基づいて、その能力に応じて平等に教育を受ける権利を持ちます。またすべての国民は、自分の子どもに義務教育を受けさせる義務を負います。義務教育は、これを無償とします。

第27条

すべての国民は、仕事をする権利を持ち、義務を負います。給料や労働時間、休憩時間などの勤労条件については法律で定めます。

第29条第1項

財産権は、これを侵してはいけません。

第29条第2項

財産権の具体的な内容は、法律で別に定めます。

第29条第3項

個人の財産は、その価値に見合った十分な補償があれば、国や地方自治体などがみんなのために使うことができます。

第30条

国民は、法律に基づいて税金を納める義務を負います。

第31条

誰でも、法律に定められている手続に基づかなければ、その生命や自由を奪われたり、その他の刑罰を科せられたりしません。

第32条

全ての人は裁判所で裁判を受ける権利があります。

第33条

すべての国民は現行犯の場合を除き、裁判所が明確な理由を示した令状がなければ逮捕されません。

第36条

公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対に禁止します。

コラム：日本国憲法3つの柱

日本国憲法は、日本のすべてのルールの基本になっているもので、これに反する一切のルールを作ることが出来ません。そして、この日本国憲法は「国民主権（日本をどのような国にするかについて、国民が最終的に決める権利を持っていること）」「平和主義（平和を愛し、それを実現するために努力すること）」「基本的人権の尊重（全ての国民が幸せになれる権利を出来る限り守ること）」という3つ理念を柱としています。

第41条

国会は、国権の最高機関であり、唯一の立法機関です。

第42条

国会は、衆議院と参議院の両議院で構成されます。

第43条

両議院は、選挙で選ばれた議員が全国民を代表して組織します。

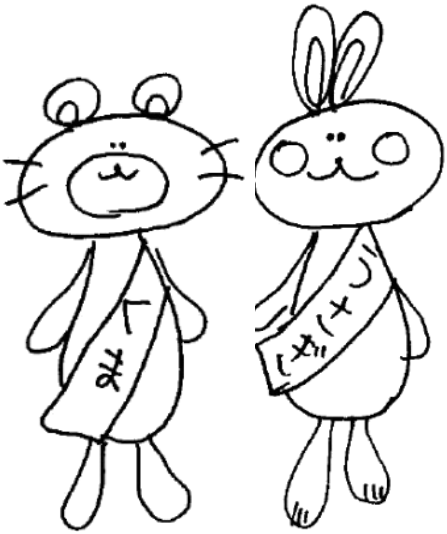

第45条

衆議院議員の任期は四年とします。但し衆議院が解散された場合は、その期間が終わる前に任期が終了します。

第46条

参議院議員の任期は6年とし、3年ごとに半分ずつ選挙を通じて議員を入れ替えます。

第48条

両議院の議員を掛け持ちすることはできません。

第51条

両議院の議員は、議院の中で行った発言や意思表示について、議院の外で責任を問われません。

第52条

国会の常会は、毎年1回行われます。

第56条

両議院は総議員の3分の1以上の出席がなければ会議を開き、議決を行うことはできません。また議決をとる際は、憲法に特別な規定がある場合を除いては、出席議員の過半数で議決を行います。

第59条

法律案は、基本的に両議院で可決した時に法律になります。但し衆議院で可決し、参議院で否決となった場合は、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再可決したばあい、法律になります。

第60条

予算は、先に衆議院に提出されなければいけません。

第65条

行政権は、内閣に属します。

第66条

内閣は法律に基づいて、内閣総理大臣とその他の国務大臣で組織されます。内閣は行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負います。

第67条

内閣総理大臣は国会議員の中から、国会の議決で選出されます。

第68条

内閣総理大臣は、国務大臣を任命します。但しその半分以上は国会議員の中から選ばなければいけません。

第69条

内閣は、衆議院で不信任の決議案が可決されたり、信任案が否決されたりした場合、10日以内に衆議院が解散されなければ、総辞職しなければなりません。

第76条

すべての司法権は、最高裁判所及び法律に基づいて設置された下級裁判所に属します。

第78条

裁判官は、裁判によって心身の健康状態悪化のために仕事を継続することができないと判断された場合を除いては、仕事を辞めさせられません。裁判官の懲戒処分は、行政機関が行うことはできません。

第81条

最高裁判所は、全ての法律や命令、規則、処分が憲法に違反しないかを最終的に判断する権限を持つ裁判所です。

第96条

この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が発議し、国民に提案してその承認を経なければいけません。この承認には、国民投票において過半数の賛成を必要とします。

第97条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類が長年にわたって獲得しようと努力してきた成果です。

第98条

この憲法は、国の最高法規であり、憲法に違反する法律、命令、詔勅等は全て無効となります。

子どもの権利条約

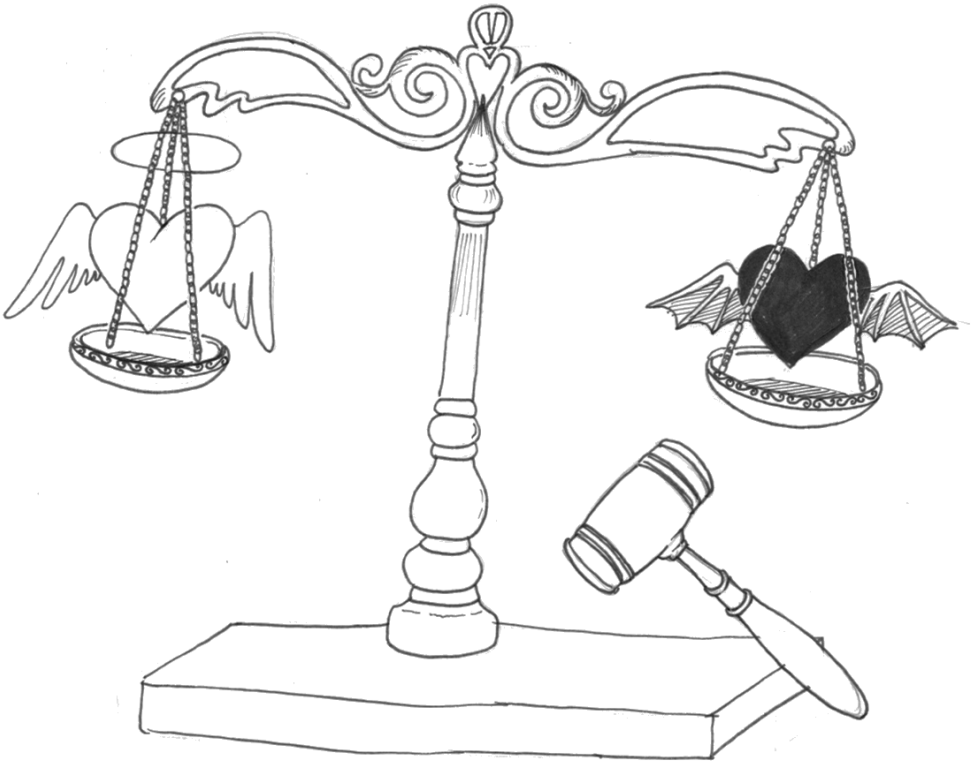

児童の権利に関する条約

（子どもの権利条約）[1]

第1条

１８歳になっていない人を子どもとします。

第2条

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、男か女か、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、などによって差別されません。

第3条

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっとも

---

[1] ユニセフ HP『子どもの権利条約　日本ユニセフ協会抄訳』より引用 http://www.unicef.or.jp/kodomo/kenri/syo1-8.htm　（2014年11月4日現在）読みがなは筆者による

よいことは何かを第一に考えなければなりません。

第4条

国は、この条約に書かれた権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。

第5条

親(保護者)は、子どもの心やからだの発達に応じて、適切な指導をしなければなりません。 国は、親の指導する権利を大切にしなければなりません。

第6条

すべての子どもは、生きる権利をもっています。国はその権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。

第7条

子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。 子どもは、名前や国籍をもち、親を知り、親に育ててもらう権利をもっています。

第8条

国は、子どもの名前や国籍、家族の関係がむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。もし、これがうばわれたときには、国はすぐにそれを元どおりにしなければなりません。

第9条

子どもは、親といっしょにくらす権利をもっています。ただし、それが子どもにとってよくない場合は、はなれてくらすことも認められます。はなれてくらすときにも、会ったり連絡したりすることができます。

第10条

国は、はなればなれになっている家族がお互いが会いたい[2]、もう一度いっしょにくらしたい、と思うときには、できるだけ早く国を出たり入ったりすることができるように扱わなければなりません。親がちがう国に住んでいても、子どもはいつでも親と連絡をとることができます。

第11条

国は、子どもがむりやり国の外へ連れ出されたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにしなければなりません。

第12条

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

---

2 原文ママ

第13条

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。ただし、ほかの人に迷惑をかけてはなりません。

第14条

子どもは、思想・良心および宗教の自由についての権利を尊重されます。親（保護者）は、このことについて、子どもの発達に応じた指導をする権利および義務をもっています。

第15条

子どもは、ほかの人びとと自由に集まって会をつくったり、参加したりすることができます。ただし、安全を守り、きまりに反しないなど、ほかの人に迷惑をかけてはなりません。

第16条

子どもは、自分のこと、家族のくらし、住んでいるところ、電話や手紙など、人に知られたくないときは、それを守ることが

できます。また、他人からほこりを傷つけられない権利があります。

第17条

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れることができます。国は、マスメディア（本・新聞・テレビなど）が、子どものためになる情報を多く提供するようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。

第18条

子どもを育てる責任は、まずその父母にあります。国はその手助けをします。

第19条

親（保護者）が子どもを育てている間、どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、むごい扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

コラム：「子どもの権利条約」って何？

「条約」とは、国と国とが結ぶ約束事のことをいいます。子どもの権利条約は、文字通り「子どもの権利を守るために最大限の努力をしましょう」という世界の約束です。この条約に書いてあることは、日本では当たり前のことが多く、あまりありがたみを感じないかもしれません。しかし、世界を見てみると、様々な理由で学校に行けなかったり、病気になっても病院に行けなかったり、幼いうちから兵士として戦争に駆りだされたりする子どもは少なくありません。日本においても、両親から子どもがひどいいじめに遭うこと（児童虐待）などの問題が起きてしまうことがあります。国が、こういった状況下での人権侵害から子どもたちを守っていくことが、この条約の目的なのです。

第20条

子どもは、家族といっしょにくらせなくなったときや、家族からはなれた方がその子どもにとってよいときには、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。

第21条

子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい父母のことをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけがそれを認めることができます。

第22条

ちがう宗教を信じているため、自分の国の政府と違う考え方をしているため、また、戦争や災害がおこったために、よその国にのがれた子ども（難民の子ども）は、その国で守られ、援助を受けることができます。

第23条

心やからだに障がいがあっても、その子どもの個性やほこりが傷つけられてはなりません。国は障がいのある子どももじゅうじつしてくらせるように、教育やトレーニング、保健サービスなどが受けられるようにしなければなりません。

第24条

国は、子どもがいつも健康でいられるように、できるかぎりのことをしなければなりません。子どもは、病気になったときや、けがをしたときには、治療を受けることができます。

第25条

子どもは、心やからだの健康をとりもどすために病院などに入っているときに、その治療やそこでの扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらうことができます。

第26条

子どもやその家族が生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国がお金をはらうなどして、くらしを手助けしなければなりません。

第27条

子どもは、心やからだのすこやかな成長に必要な生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、親の力だけで子どものくらしが守れないときは、国も協力します。

第28条

子どもには教育を受ける権利があります。国はすべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、人はだれでも人間として大切にされるという考え方からはずれるものであってはなりません。

第29条

教育は、子どもが自分のもっているよいところをどんどんのばしていくためのものです。教育によって、子どもが自分も他の人もみんな同じように大切にされるということや、みんなとなかよくすること、みんなの生きている地球の自然の大切さなどを学べるようにしなければなりません。

第30条

少数民族の子どもや、もとからその土地に住んでいる人びとの子どもが、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利を、大切にしなければなりません。

第31条

子どもは、休んだり、遊んだり、文化・芸術活動に参加する権利があります。

第32条

子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けら

れなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利があります。

第33条

国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守られなければなりません。

第34条

国は、子どもがポルノや売買春などに利用されたり、性的な暴力を受けたりすることのないように守らなければなりません。

第35条

国は、子どもがゆうかいされたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。

第36条

国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。

第37条

どんな子どもに対しても、ごうもんやむごい扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいほされても、人間らしく年れいにあった扱いを受ける権利があります。

第38条

国は、１５歳にならない子どもを兵士として戦場に連れていってはなりません。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。

第39条

子どもがほうっておかれたり、むごいしうちを受けたり、戦争

にまきこまれたりしたら、国はそういう子どもの心やからだの傷をなおし、社会にもどれるようにしなければなりません。

第40条

国は、罪を犯したとされた子どもが、人間の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかり果たせるようになることを考えて、扱われなければなりません。

法諺

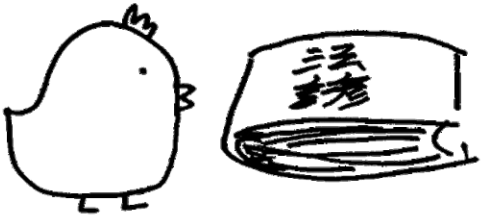

法諺[3]

このコーナーでは、法律や国の仕組み、話合いのやり方やもめ事を解決する方法などに関わることわざ、歴史上の人物の名言などを紹介します。

悪法もまた法なり

古代ギリシャの哲学者、ソクラテスが死刑判決を受け、毒を飲む際に言った言葉とされています。

最善の法律は慣習から生まれる

フランスの哲学者 ジョセフ・シューベルの言葉です。

---

3 このコーナーの作成にあたっては、『リーガル・マキシム ― 現代に生きる法の名言・格言』という本を参考にしています。読みがなは筆者によります。

書かれた法の領域にない事例において、通例、長い間の慣習が法と法律のように従われる。

ローマの法学者ウルピアヌスが書いた本に由来します。

先例によってではなく、法律によって判決されなければならない。

ローマ皇帝ユスティニアヌスが提示したローマ法の格言の一つです。

多くの法が論ぜられるところに多くの犯罪あり

この言葉はイギリスの詩人・運動家だったジョン・ミルトンのものです。

法のないところに不義はない

イギリスの哲学者だったトマス・ホッブズの言葉です。

よき法律家は悪しき隣人

起源はイギリスともドイツとも言われていますが、はっきりしてい

ません。

法は最低限の道徳である

ドイツの法学者だったゲオルグ・イェリネックの言葉です。

法は善および衡平の術である。

ローマの法学者、ウルピアヌスの言葉です。

万人に関することは万人に同意されねばならない。

中世ヨーロッパにおいてカトリック教会によって編纂されたカンノ法大全の一つ、「第六書」に収録された規則です。

法は簡潔でなければならない。

ローマの哲学者・政治家だったセネカの書いた本に書かれたものが元々のものとされていますが、類似する言葉を他の人物も残しています。

後法は前法を破る。

ローマの法学者モデスティヌスの言葉に由来するとされます。

特別法は一般法を破る。

ローマの法学者パピニアヌスの言葉とされています。

上位法は下位法を破る。

憲法＞法律＞命令のように、法律にも上下があります。日本国憲法第98条にも日本国憲法は日本の法令に於ける最高法規であることが記載されています。

法律を理解することは、それらの文言を把握することではなくて、意義および目的を把握することである。

本書は法律を理解することのほんのきっかけに過ぎません。実は法律は奥深く、複雑で、興味深いものなのです。

我々は、我々の権利を悪意に用いてはならない。

古代ローマの法学者ガイウスが著書「法学提要」に書き記した言葉です。

君臨すれども統治せず。

多くの場合、近世イギリスの政治制度の発達を通じて習慣的に確立された政治の原則を指しますが、元々はポーランド・リトアニア共和国の貴族・政治家だったヤン・ザモイスキの言葉です。

何人もその思考に関しては罰せられない。

ローマの法学者ウルピニアヌスの言葉に由来します。

何人も法のデュー・プロセスによらずして、生命、自由、財産を奪われることはない。

格言中のデュー・プロセスは「適正手続」と訳されます。冤罪等によって罰を与えることは、深刻な権利の侵害に繋がります。これを防ぐための施策の一つとして、ルール・法律に基づいたきちんとした

やりとりに則って裁判を進めたりその他の刑事手続を進めたりすることは重要なのです。

法律なくして犯罪なし、法律なくして刑罰なし。

ドイツの刑法学者アンゼルム・フォイエルバッハの本で初めて用いられた標語とされています。

犯罪で考慮されるのは、結果ではなく意図である。

アテネの政治家カリストラトスの言葉です。

法の不知は害する。事実の不知は害さず。

ローマ法に由来する原則です。

実行犯と煽動者の咎は同じ。

イタリアの法学者アンドレア・アルチアートの本に出てくる標語です。いじめの加害者も、それを周囲からはやし立てる人も同罪である、ということです。

和解は、裁判所の判決に相応する。

「仲直り」ほど基本的なもめごとの解決法は他にないでしょう。

何人も、証明されなければ有罪とはされない。

フランスの「人権宣言」にも規定されている、基本的な理念です。

疑わしきは被告人の利益に。

世界中に昔から伝わることわざです。

同じ容疑で、2度裁判にかけられることはない。

ラテン語のことわざで、日本では一事不再理の原則と呼ばれています。

悪意は年齢を補充する。

ローマ帝国の皇帝ディオクレティアヌスとマクシミアヌスの勅法が典拠の一つとされています。

事実は推定されず、証明されるべきである。

悪いことをしたかどうか、といったようなことは、被害を受けたり目撃したりした人の言いつけを認める形で推定するのではなく、現場に残された証拠や防犯カメラの映像など、全ての人が納得できる形で証明されるべきである、ということです。

参考資料

この「こども六法」を作成するにあたって参考にしたウェブページや本を紹介します。もし興味を持ったら、少し見てみると面白いかも知れません。

ユニセフ HP『子どもの権利条約　日本ユニセフ協会抄訳』
http://www.unicef.or.jp/kodomo/kenri/syo1-8.htm　（2014 年 11 月 4 日現在）

吉原達也、西山敏夫著、松嶋隆弘著　（2012）
『リーガル・マキシム ― 現代に生きる法の名言・格言』pp528

あとがき

僕が初めて六法全書を開いたのは中学校一年生の終わり頃、学校の図書館でのことでした。「日本にいる全ての人に通じるルールがあるんだ！」という感動を得る一方で、小学校でいじめに遭っていた僕は「これを小学生の頃に知っていれば、自分で自分の身を守れたかもしれない・・・」という後悔の念に苛まれました。以降中学生の僕は毎日・・・とはいかないまでも、暇さえあれば図書館に通い、六法全書を読みまくったものでした。中学生の愛読書が六法だなんて変態だなと自分で思っていましたが、テレビで「愛読書は六法全書です！」なんて言っている中学生（小学生だったかな？）を見た時は、「同じようなことを考えている人もいるんだなあ！」と少し感動したものです。

さて、話がそれましたが、何が言いたいかというと、つまり法律というのは確かに難しい文章で書かれているけれど、頑張れば中学生でも読むことが出来る、ということです。もちろん法律というのは「当たり前」なことが書かれていることがほとんどなので、読んで覚えたから普段の生活で何か得をするということはあまりない

かも知れません。でも法律は日本にいるすべての人のための共通のルールである以上、知らないでは済まされない（刑法を復習！）ものです。

ぶっちゃけこの本に書いてある内容さえ最低限知っていれば普段の生活で困ることはないと思います。でも、もしこの本を読んで法律というものに興味を持ってもらえたなら、是非原文や、色々な法律を読むことに挑戦してみて欲しいと思います。

最後に、この本はまだまだ未完成です。「わかりやすい六法」作りに終わりはありません。シンプルさ、読みやすさを追求した結果、若干意味が変わってしまった条文も無いわけではありません。是非この本を読んだ皆さんから感想や「ここはこうした方がわかりやすい！」といった様々な意見を送って頂ければと思います。みんなのためのルールブックだからこそ、みんなでより良い本にしていきましょう。

山崎聡一郎

連絡先：s12888sy@sfc.keio.ac.jp

こども六法

初版：2014 年 11 月 11 日

第二判（電子書籍版）：2015 年 5 月 11 日

編著：

山崎聡一郎　　（慶應義塾大学総合政策学部）

表紙・裏表紙・章扉絵：

香山美奈　　（慶應義塾大学総合政策学部）

章扉絵・挿絵：

長谷川真夏　　（慶應義塾大学総合政策学部）

校正協力：

牧野史晃　　（慶應義塾大学総合政策学部）

押尾聖人　　（慶應義塾大学総合政策学部）

松本和弘　　（慶應義塾大学法学部法律学科）

斉藤航　　（慶應義塾大学法学部法律学科）